

様式 2

土管第 507 号

県の回答（対応状況等）

令和 8 年 7 月 16 日

（ご意見標題）道路管理対応に関する苦情について

（担当課）土木建築部 道路管理課

（ご意見要約）

令和 7 年 12 月 3 日に発生した県道上での倒木事故に係る対応について、現在の協議状況および停滞理由の明確な説明を求める。

（回 答）

本来、早急に対応処理すべきところを、経過の報告をしないまま、対応が大変遅れてしまったことについて、深くお詫び申し上げます。

本件につきましては、令和 7 年 12 月 3 日に事故が発生し、同月 9 日に当該県道の道路管理者である土木事務所から、道路管理瑕疵の所管課である道路管理課へ事故の一報がなされ、12 月 25 日に事故報告書が提出されております。

事故報告書の要旨は、倒れたリュウキュウマツは道路区域外の民有地に自生する自然木であること、事故現場周辺で危険な樹木に関する通報や苦情はなく、直ちに危険と予見できる兆候はなかったというものでした。

管理瑕疵の有無の判断は、損害賠償の可否に直接関係する重要な判断であり、慎重な判断が求められることから、これまで、道路管理課と土木事務所で、更に現場の情報を収集し、保険会社と調整しておりました。

令和 8 年 2 月以降、年度末の業務が立て込み、4 月に入り土木事務所担当職員が定期人事異動に伴い異動したこと、年度初めの業務が重なったことから処理に遅れが生じ、この間、相談者様に情報提供がなされなかったことにつきましては、深くお詫び申し上げます。

保険会社からは、「現状では沖縄県の管理瑕疵は認められない」との見解を受けております。相談者様からご意見がありましたら、保険会社に伝え再検討させます。これを踏まえて、県として最終的な判断をすることとしております。

今後はこのような事態を招かぬよう、業務管理を徹底し、迅速な対応に努めてまいります。